

指定集落内建物（法人）

- 1 申請地は、2,000平方メートル以下であり、かつ次のいずれかに該当すること。
 - (1)大規模指定既存集落として指定された当該指定集落内に存すること。
 - (2)当該指定集落の辺沿部の優良農地を含まない土地で、周辺の建築物の連たんの程度、土地利用の一体性を勘案して、次のいずれかに該当すること。
 - ア 申請地を含む半径100メートルの円（円が当該指定集落にかかること。）の区域内に、24以上の建築物があること。
 - イ 申請地を含む短辺100メートル、長辺300メートルの矩形（矩形が当該指定集落内にかかること。）の区域内に、24以上の建築物があること。
- 2 申請者は、次のいずれかに該当する者の生計を維持するために必要な法人であること。
 - (1)線引き前から当該指定集落内に居住している者
 - (2)当該指定集落内に、線引き前から引き続いて現在まで存している本家世帯の3親等以内の親族の者
- 3 建築物は、次の各号に該当すること。
 - (1)用途は、工場、事務所、倉庫及び店舗並びに第二種特定工作物に該当しない運動・レジャー施設に併設されるものであること。
 - (2)経営形態、運営管理上の観点から当該集落において建築することがやむを得ないと認められるものであること。
 - (3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受けないこと。
 - (4)産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する建築物でないこと。
 - (5)騒音、振動、臭気又は景観等が、周囲の環境等に著しく害をおよぼすおそれのないこと。
 - (6)危険物を取り扱う場合はその取扱いが適正であること。
 - (7)予定建築物の用途が店舗の場合には、延べ面積が500平方メートル以下であること。
 - (8)高さは10メートル以下であること。
 - (9)申請者の業務の用に供する建築物であること。
- 4 開発又は建築を行うために他の法令による許可等が必要な場合は、その許可等が受けられるものであること。